



平成 27 年 5 月 29 日

会 社 名 北沢産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 尾崎 光行  
(コード番号 9930 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役管理本部長 石塚 洋  
(TEL. 03-5485-5020)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 68 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行となり、責任限定契約の締結対象者の範囲が変更となることを受け、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第 29 条第 2 項および第 39 条第 2 項の変更を行うものであります。

なお、第 29 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上

別紙

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 39 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 39 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>